新

旧

第1条 白岡市立学校県費負担教職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに白岡市立学校県費負担教職員になった者は、様式第1号又は様式第2号による宣誓書を白岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 略

様式第1号(第2条関係)(校長、教頭、教諭及び養護教諭用)

官誓書

私は、ここに、日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに教育公務員としての責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

様式第2号(第2条関係)(事務職員、栄養職員 用)

宣誓書

私は、ここに、日本国憲法を尊重し、かつ、擁 護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を 民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し 、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執 行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

第1条 白岡市立学校県費負担教職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに白岡市立学校県費負担教職員になった者は、様式第1号又は様式第2号による<u>署</u> 名した宣誓書を白岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない

2 略

様式第1号(第2条関係)(校長、教頭、教諭及び養護教諭用)

宣誓書

私は、ここに、日本国憲法を尊重し、かつ、擁 護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに教育公務員としての責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名 ⑩

様式第2号(第2条関係)(事務職員、栄養職員 用)

宣誓書用

私は、ここに、日本国憲法を尊重し、かつ、擁 護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を 民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し 、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執 行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 ⑩

第2条 白岡市職員の服務の宣誓に関する条例の 一部改正

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書<u>を任命権者に提出</u>してからでなければ その職務を行ってはならない。

2 略

別記様式(第2条関係)

官誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを 固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自 覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務 を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

第3条 白岡市固定資産評価審査委員会条例の一 部改正

(審査の申出)

第4条 略

2 · 3 略

<u>4</u> 略

<u>5</u> 略

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 略

- 2 略
- 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) • (2) 略

第2条 白岡市職員の服務の宣誓に関する条例の 一部改正

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者の定める上級の公務員の面前において</u>別記様式による宣誓書<u>に署名</u>してからでなければその職務を行ってはならない。

2 略

別記様式(第2条関係)

官誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを 固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務 を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自 覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務 を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

第3条 白岡市固定資産評価審査委員会条例の一 部改正

(審査の申出)

第4条 略

2 · 3 略

4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が 法人その他の社団又は財団であるときは、代表 者又は管理人、総代を互選したときは総代、代 理人によって審査の申出をするときは代理人) が押印しなければならない。

<u>5</u> 略

<u>6</u> 略

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 略

- 2 略
- 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 <u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこ</u> れに署名押印しなければならない。
 - (1) (2) 略

(3) <u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記</u>
の氏名

(4) 略

(口頭審理)

第8条 略

 $2\sim4$ 略

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し なければならない。

(1)~(3) 略

- 6 7 略
- 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記 の氏名

(6) 略

(実地調査)

第9条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)~(3) 略

- (4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記 の氏名
- (5) 略

(議事についての調書)

第11条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)~(3) 略

- (4) <u>議事に関与した委員及び調書を作成した書</u> 記の氏名
- (5) 略

第4条 蓮田都市計画事業白岡駅東部中央土地区 画整理事業の施行に関する条例の一部改正

(審議会の運営)

第23条 略

(3) 略

(口頭審理)

第8条 略

 $2\sim4$ 略

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し <u>、提出者がこれに署名、押印し</u>なければならな い。

(1)~(3) 略

6 • 7 略

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 <u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこ</u>れに署名、押印しなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 略

(実地調査)

第9条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名、押印しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 略

(議事についての調書)

第11条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 議事に関与した委員及び調書を作成した書記が これに署名、押印しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 略

第4条 連田都市計画事業白岡駅東部中央土地区 画整理事業の施行に関する条例の一部改正

(審議会の運営)

第23条 略

- 2 審議会の会長は、審議会の会議ごとに議事録 を作成し、委員2人とともに署名するものとす る。
- 3 略

- 2 審議会の会長は、審議会の会議ごとに議事録 を作成し、委員2人とともに署名<u>し、及び押印</u> するものとする。
- 3 略